

情報取扱責任者 各位
株式事務担当責任者 各位

株式会社 名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

上場会社専用サイト「上場会社通信」の開設について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は、証券市場の運営につきましてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当取引所では、現在郵送等により行っております上場会社の皆様との各種書類の授受につきまして電子化するべく、名古屋証券取引所ホームページ(<http://www.nse.or.jp>)内に上場会社専用サイト(上場会社通信)を開設することといたしました。具体的には「上場会社通知文等のダウンロード」¹及び「各種書類のweb提出」²などが可能となり、上場会社の皆様におかれましては、提出に係る事務が簡素化されるなど、その利便性が向上するものと考えております。(上場会社通信の概略及び今後のスケジュールについては別紙をご覧ください。)

つきましては、今回の電子化の趣旨をご理解いただき、上場会社専用サイトの運営にあたりましてご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 郵送による上場会社向けご通知はサイト稼働日(5/6)をもって終了させていただきます、以後はサイトへの掲載のみとなります。このため上場会社向け通知の更新情報を電子メールにて配信する予定ですので、更新情報受信のためのメールアドレスの登録をお願いします。

2 従来どおりご郵送やご持参いただいたの提出も可能です。

敬 具

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ 上場監理担当

TEL : 052-262-3174 FAX : 052-264-4702 E-mail : syoken@nse.or.jp

上場会社専用サイト「上場会社通信」の概略

サービス内容

掲載情報

- 上場会社向け通知文
- 会社情報適時開示ガイドブック
- 上場関係規則集
- TDnetマニュアル
- 提出書類の様式

その他の機能

- 各種書類の提出
- 上場会社通信の更新情報の電子メール配信

URL

名古屋証券取引所ホームページ(<http://www.nse.or.jp/>)内の専用ボタンからアクセス

稼働時期

平成16年5月6日(木)(予定)

ユーザーID・パスワードは4月下旬に郵送にてお知らせ致します。

今後のスケジュール

稼働日 (5/6 予定)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
上場会社通知文	郵送による通知	→					
	「上場会社通信」への掲載		→	→	→	→	→
	「上場会社通信」更新情報のお知らせ (郵送)		→				
	「上場会社通信」更新情報のお知らせ (電子メール)		→	→	→	→	→
名証への書類提出 (注1)	紙ベース (郵送) による提出	→	→	→	→	→	→
	「上場会社通信」によるweb提出		→	→	→	→	→
名証への書類提出 (転換報告書等) (注2)	紙ベース (郵送) による提出	→	→	→	→	→	→
	「上場会社通信」によるweb提出		→	→	→	→	→
	電子メールによる提出	→	→	→	→	→	

(注1) 「決算取締役会決議通知書」「株式の分布状況表」の提出について

稼働日以降にご提出される場合は「上場会社通信によるweb提出」又は「紙ベース (郵送) による提出」のどちらで提出していただいても結構です。

(注2) 転換報告書、行使報告書、ストックオプション報告書、優先株転換報告書を電子メールにより提出されている上場会社の皆様へ

転換報告書等の電子メール提出は8月提出分 (7月分月間報告) をもって終了させていただきます。9月提出分 (8月分月間報告) からは、「上場会社通信によるweb提出」又は「紙ベース (郵送) による提出」をお願いします。(様式に変更はございませんので、従来電子メール提出用にご作成いただいていたファイルを、そのまま上場会社通信からご提出ください。)

上場会社専用サイト「上場会社通信」に係るQ & A (Ver.1.0)

Q：「上場会社通信」の開設によって何が変わるのですか。

A：「上場会社宛通知（名証 上場会社）のダウンロード」及び「書類のweb提出（上場会社 名証）」が可能となります。

・「上場会社通信」による上場会社宛通知（名証 上場会社）について

Q：「上場会社宛通知（名証 上場会社）」の内容について具体的に説明してください

A： 上場会社向け通知文のダウンロード、「上場関係規則集」「会社情報適時開示ガイドブック」等のダウンロード、「上場会社通信」更新情報の受信（電子メール）が行えます。

についてはメールアドレスの登録が必要になります。メールアドレスは1名以上の登録をお願いします。（最大5名まで）（詳しくは、別添「上場会社通信」マニュアル」p8をご参照ください。）

Q：どのような書類が「上場会社通信」により上場会社宛に通知されるのですか。

A：従来郵送にてご案内させていただいておりました各種通知文（自主規制グループ（上場監理担当）からの発送書類に限ります。）はすべて「上場会社通信」に掲載させていただきます。

Q：「上場会社通信」による上場会社宛通知が開始されたあと、従来の郵送による通知はなくなるのですか。

A：原則として、平成16年5月6日（稼働日）以降、郵送による通知は終了いたします。「上場会社通信」導入により、従来以上にタイムリーに各種通知のご案内をさせていただく予定でございます。また、以前からご要望の強かった、「会社情報の適時開示ガイドブック」及び「上場関係規則集」も、常に最新のものを「上場会社通信」に掲載させていただきますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

Q：上場会社宛通知の郵送を終了されると、毎日、「上場会社通信」を確認しなければ、いつ通知文が掲載されたかわからないので、郵送による通知を継続してもらえないですか。

A：郵送による通知は終了させていただきますが、メールアドレスをご登録いただければ、「上場会社通信」掲載の情報が更新される都度、電子メールにてご連絡させていただきます。（メールアドレスのご登録をお願いします。）

・電子メールアドレスの登録について

Q：「上場会社通信」の更新情報受信用に新たにメール・アカウントを用意する必要はありますか。

A：メール・アカウントは現在ご利用中のもので結構です。（別途新たにご用意いただかなくても結構です。）

Q：電子メールの送信先を6ヶ所以上設定したいのですが、可能ですか。

A：6ヶ所以上の登録はできません。5ヶ所以内での設定をお願いします。

Q：電子メールの送信先には全て同じ内容が配信されるのですか。

A：同一情報を配信いたします。

・「上場会社通信」による書類提出について

Q：「書類のweb提出（上場会社 名証）」の内容について具体的に説明してください

A：郵送等により紙ベースでご提出いただいていた書類を、インターネットによりファイル形式で提出することができます。（web上での入力作業は一切ございません。）（詳しくは、別添「上場会社通信マニュアル」をご参照ください。）

Q：どういった書類を提出できますか。

A：web環境からの提出になじまない書類を除き、全ての書類を提出することができます。（ワード形式、エクセル形式、PDF形式でご作成いただけるものに限ります。）

Q：CSV形式の書類を提出できますか。

A：CSV形式のファイルは提出できません。

Q：「上場会社通信」を利用して提出する書類に印章の押印は必要ですか。

A：省略可能です。

Q：今後も紙ベースで書類を提出したいのですが、必ず「上場会社通信」を利用して提出しなければならないのですか。

A：従来どおり紙ベースでご提出いただいて結構です。「上場会社通信」を利用した提出は上場会社の皆様の各種書類提出事務の簡素化が目的です。各社の事務手続きをご検討の上、どちらをご利用いただいても結構です。

Q：「上場会社通信」を利用して書類の提出を行いたいが、上場会社通信用に新たな様式を準備したり、web上で入力したりする必要があるのですか。

A：上場会社通信用の新たな様式の準備や、web上での入力作業は一切ございません。従来のワード形式等のファイルをそのままご利用いただけます。またweb上では当該ファイルを選択し、提出ボタンを押していただくだけで手続きが完了します。（詳しくは、別添「上場会社通信マニュアル」をご参照ください）

・その他サイト利用について

Q：「上場会社通信」を利用するには、どういった機器を準備する必要がありますか。

A：「上場会社通信」はインターネット回線を介してデータの送受信を行ないますので、インターネットが利用できる環境があれば、新たに機器等をご準備いただく必要はございません。

Q：「上場会社通信」を利用するには、こういったソフトウェアを用意する必要がありますか。

A：「上場会社通信」を利用するために必要なソフトウェアはインターネット・サイトを閲覧するためのwwwブラウザや電子メールソフト、Microsoft Word、Microsoft Excel、Adobe Acrobat Reader 等です。

Q：上場会社通信用に専用のPCを準備する必要はありますか。

A：必要ありません。

Q：「上場会社通信」の利用に際して、費用はかかりますか。

A：「上場会社通信」の利用に際して、新たな費用は発生しません。ただし、インターネット経由で情報の送受信を行なうため、インターネット接続のための費用（インターネットプロバイダ料、通信料等）が必要です。詳しくは、各社のシステム担当者にお問い合わせください。

Q：ユーザーID及びパスワードを紛失してしまいました。どのような手続きを行えばユーザーID・パスワードを再発行できますか。

A：自主規制グループ（上場監理担当）までご連絡ください。（電話 052-262-3174）

Q：従来の株式事務担当課以外に上場会社通信事務担当者も決める必要があるのですか。

A：上場会社通信事務担当者を名証にご連絡いただく必要はございません。

以 上

上場会社通信 マニュアル

第 1 版

(2 0 0 4 . 4 . 7)

(株)名古屋証券取引所

目 次

．使用環境について	1
．ログイン操作手順	2
1．上場会社通信へのアクセス手順.....	2
2．ログイン操作の手順.....	3
．上場会社通信の操作手順	4
1．上場会社通信の画面構成	4
2．画面の種類.....	4
3．「上場会社通知文」画面の閲覧方法	5
4．「上場関係規則集」適時開示ガイドブック、「TDnetマニュアル」、「提出書類様式・提出」 「その他」各画面の閲覧方法	5
．上場会社通信からの書類提出	6
上場会社通信からの書類提出の操作手順.....	6
．メールアドレスの登録	8
メールアドレスの登録方法.....	8

．使用環境について

1．クライアント環境

(1) ブラウザ

上場会社通信を利用するためには、ブラウザが必要です。

ブラウザは、Microsoft Internet Explorer (5.0 以上) 又は Netscape(6.0 以上)をご利用下さい。

また、貴社サイトで使用すべきブラウザの種類、または設定内容等については、各社の状況により異なりますので、貴社技術部門にお問い合わせ下さい。

(2) Adobe Acrobat Reader

P D F 形式で作成したファイルを開覧するためには、Adobe Acrobat Reader が必要です。

なお、Adobe Acrobat Reader は、4 . 0 以降のバージョンをご利用下さい。

(P D F 形式のファイルを作成する場合は、Adobe Acrobat が必要になります。)

(3) Microsoft Excel

E x c e l 形式で作成したファイルを利用するためには、Microsoft Excel が必要です。

なお、Microsoft Excel は、Excel 9 7 以降のバージョンをご利用下さい。

(4) Microsoft Word

W o r d 形式で作成したファイルを利用するためには、Microsoft Word が必要です。

なお、Microsoft Word は、Word 9 8 以降のバージョンをご利用下さい。

Attention

．上場会社通信を利用する場合には、適切なバージョンを使用して下さい。
古いバージョンを使用した場合、エラーメッセージ等が表示され、正常に動作しない恐れがあります。

．上記の各ソフトウェアについては、貴社にて用意して下さい。

．ログイン操作手順

上場会社通信へアクセスする際には、以下の認証手続きを行って下さい。

1．上場会社通信へのアクセス手順

ブラウザを起動後、名古屋証券取引所のホームページ(<http://www.nse.or.jp/>)にアクセスし、トップ画面右上の「上場会社専用サイト」ボタンをクリックしてください。



【上場会社通信にアクセスできない場合】

上場会社通信にアクセスできない場合、以下の内容を確認して下さい。

．ブラウザの設定が、上場会社通信の適正な環境（貴社の状況に見合うインターネット接続方法等）に設定してあるかどうか、確認して下さい。

．適切なバージョンのブラウザを用いて、上場会社通信にアクセスしているかどうか、確認して下さい。

．上場会社通信では、セキュリティ対策の一環としてSSL（Secure Socket Layer）と呼ばれる通信方式を採用しています。貴社ネットワークの状況により、同通信方式を利用できない場合が考えられますので、貴社技術部門にお問い合わせ下さい。

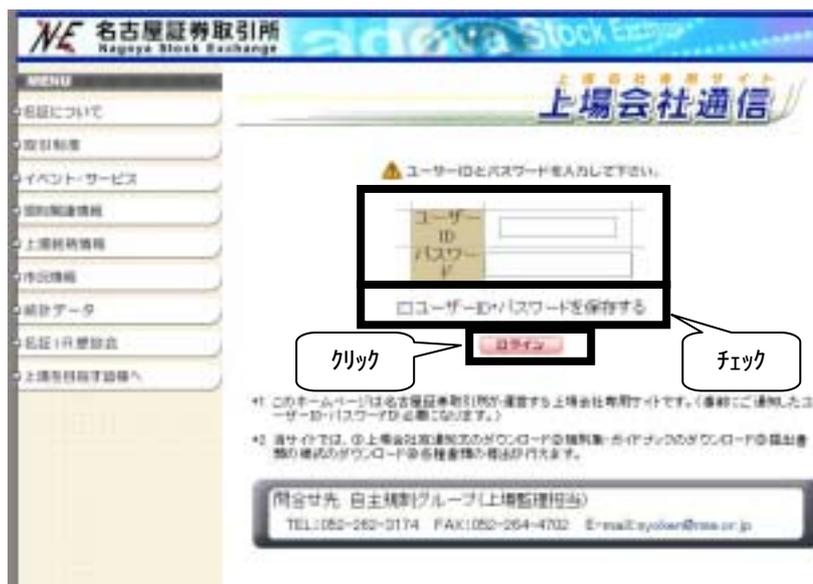
．ダイヤルアップ接続で上場会社通信に接続する場合、プロバイダが用意するアクセスポイントのビジー等が考えられるため、一定時間経過後、再アクセスして下さい。

2. ログイン操作の手順

上場会社通信へのログイン操作の手順は、以下のとおりです。

- (1) 下図の認証情報の入力用ウィンドウが表示されますので、ユーザID及びパスワードを入力し、[ログイン] ボタンをクリックして下さい。

なお、【ユーザID/パスワードを保存する】欄をチェックすると、次回上場会社通信にログインする際、ユーザID及びパスワードの入力が不要になります。



- (2) 認証手続きが完了すると、上場会社通信画面が表示されます。



【認証情報が分からない】

上場会社通信の認証手続きに必要な情報(ユーザID、パスワード)を紛失した場合は、自主規制グループ(上場監理担当)まで、お問い合わせください。

1. 上場会社通信の操作手順

1. 上場会社通信の画面構成

(1) 上場会社通信へのログイン手続き完了後、上場会社通信画面が表示されます。



メニューを選択することにより、各情報ページ画面が表示されます。

2. 画面の種類

画面に対する処理メニューは、以下のとおりです。

メニュー	
メニュー名	内 容
上場会社通知文	上場会社通知文の掲載
上場関係規則集	上場関係規則集の掲載
適時開示ガイドブック	会社情報適時開示ガイドブックの掲載
T D n e t マニュアル	T D n e t 関係の書類の掲載
提出書類様式・提出	提出書類の様式の掲載 書類の提出
その他	上記以外のお知らせ文等の掲載
メールアドレス登録	更新情報等を受信するためのメールアドレスの登録画面 (最低限1名以上の登録をお願いします。(最大5名))

3. 「上場会社通知文」画面の閲覧方法

(1) ログインすると、最初に上場会社通信画面が表示されます。

メニューから「上場会社通信」を選択しクリックすると画面が表示されます。
ご覧になりたい書類のタイトル名をクリックして下さい。



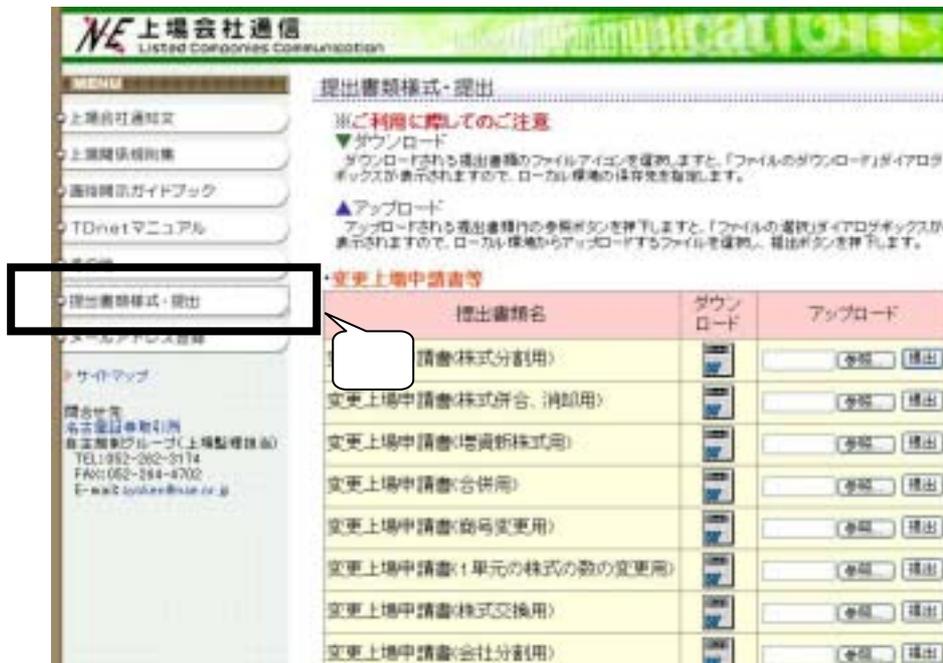
4. 「上場関係規則集」「適時開示ガイドブック」、「TDnetマニュアル」、「提出書類様式・提出」、「その他」各画面の閲覧方法

各画面とも操作方法は「通知文画面」と同一です。上記「上場会社通知文」画面の閲覧方法をご覧ください。

．上場会社通信からの書類提出

上場会社通信からの書類提出の操作手順

メニューから「提出書類の様式・提出」を選択しクリックすると画面が表示されます。



提出する書類のアップロード欄の参照を選択し、提出ファイルを選択してください。

・変更上場申請書等

提出書類名	ダウンロード	アップロード
変更上場申請書(株式分割用)		<input type="button" value="参照..."/> <input type="button" value="提出"/>
変更上場申請書(株式併合、消却用)		<input type="button" value="参照..."/> <input type="button" value="提出"/>



「参照ボタン」左側にファイル名が表示されるのを確認してください。
 確認後、「提出ボタン」をクリックしてください。



完了メッセージが表示されます。

【提出書類の様式について】

. 提出書類の様式はワード形式、エクセル形式、PDF形式の3種類です。

. 掲載されている雛形の様式と関係なく提出が可能です。(例 雛形がワード形式で掲載されている変更上場申請書を、独自にご準備いただいたエクセル形式やPDF形式で提出していただくことが可能です)

・メールアドレスの登録

メールアドレスの登録方法

メニューから「メールアドレス登録」を選択しクリックすると画面が表示されます。

画面の案内にしたがって、メールアドレスを登録してください。

(お願い)
最低限 1 名以上の登録をお願いします。(最大 5 名)

問合せ先

自主規制グループ 上場監理担当

TEL 052-262-3174

FAX 052-264-4702

E-mail syoken@nse.or.jp